



## 目 次

告 示 .....	1
応招議員・不応招議員 .....	1

### 第1号 ( 6月6日 )

本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	3
開 会 .....	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名 .....	5
報告第2・3号（議案質疑・討論・採決） .....	5
報告第 4号（議案質疑・討論・採決） .....	8
報告第 5号（議案質疑・討論・採決） .....	9
報告第 6号（議案質疑・討論・採決） .....	10
議案上程・提案理由説明（議案第34号～第36号） .....	11
川南町農業委員会委員の推薦について .....	14
請願第 1号（議案上程・提案理由説明） .....	15
閉 会 .....	16

### 第2号 ( 6月10日 )

本日の会議に付した事件 .....	17
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	18
開 会 .....	19
一般質問 .....	19
1 米 山 知 子 .....	19
2 林 光 政 .....	30
3 内 藤 逸 子 .....	37
4 川 上 昇 .....	49
5 児 玉 助 壽 .....	59
閉 会 .....	69

第3号 ( 6月11日 )

本日の会議に付した事件 .....	70
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	71
開 会 .....	72
議案質疑・委員会付託(議案第 34号～第36号) .....	72
閉 会 .....	80

第4号 ( 6月13日 )

本日の会議に付した事件 .....	81
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	82
開 会 .....	83
委員長報告・討論・採決(議案第 34号～第36号) .....	83
請願第 1号(委員長報告・討論・採択) .....	86
発議第 2号(議案上程・提案理由説明) .....	87
発議第 2号(議案質疑・討論・採決) .....	88
議員派遣の件について .....	89
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件 .....	89
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 .....	89
閉 会 .....	89

川南町告示第7号

平成26年第3回(6月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月2日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 平成26年6月6日
- 2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	中津克司君	2番	河野幸夫君
3番	濱本義則君	4番	川上昇君
5番	林光政君	6番	川越忠明君
7番	内藤逸子君	8番	児玉助壽君
9番	米山知子君	10番	税田榮君
11番	山下壽君	12番	徳弘美津子君
13番	竹本修君		

○ 不応招議員(なし)

平成26年第3回(6月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成26年6月6日 (金曜日)

---

本日の会議に付した事件

平成26年6月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について( 林 光 政 ・ 川 越 忠 明 )
- 日程第4 報告第 2号 専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第5 報告第 3号 専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例の一部改正について)
- 日程第6 報告第 4号 専決処分の承認を求めるについて (平成25年度川南町一般会計補正予算 (第 8 号) )
- 日程第7 報告第 5号 専決処分の承認を求めるについて)平成26年度川南町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第8 報告第 6号 平成25年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 議案第 34号 平成26年度川南町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第 35号 平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第11 議案第 36号 平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第12 川南町農業委員会委員の推薦について
- 日程第13 請願第 1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	諸橋 司 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	押川 義光 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	中村 守 君		

---

午前9時00分開会

○議長（竹本 修君） おはようございます。

ただ今から平成26年 第3回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで、まちづくり課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 先日の6月3日から4日にかけての大雨被害について報告させていただきます。

今回に大雨災害についてですが、6月3日から翌6月4日午後4時までの24時間降水量は、286ミリ、4日午前7時台の1時間降水量は、66ミリという極地的な降水量を示す状況でありました。過去の記録におきましてもこういった降水量は、数日間しかないということでもあります。それから、6月3日23時50分に宮崎地方気象予報台より大雨洪水警報がだされたのを受けまして、まちづくり課職員が警戒にあたりました。明けまして6月4日ですが、7時40分に災害対策本部を立ち上げまして7時52分には消防団に出動要請を行いました。11時25分に細地区23世帯、白鬚地区4世帯に各別館への非難勧告を行いました。多賀別館に6名避難、山本別館に16名の方々が非難をされ、14時15分に土砂災害警報解除、16時10分に大雨洪水警報の解除があり、すべての警報が解除になったことを受けまして、16時30分避難勧告の解除を行いました。そして、17時に災害対策本部の廃止、同時に消防団員も解散しました。教育委員会関係になりますが、小中学校関係では、児童生徒の安全対策をとり午前11時までの登校に切り替えております。

それでは、6月5日昨日ですが、17時までに関係各課が取りまとめました被害状況について報告いたします。被害総額については、現段階では1億3,830万円です。なお、この金額については、昨日テレビ報道にありました木材流失報道では、約5,000万、またその他太陽光パネルの損壊について把握しておりません。含まれておりません。

まず、農作物被害金額が約4,480万円、農業用施設被害約2,750万円、道路災害16路線約6,100万円、河川が一本200万円、それから交通止め町道関係ですが、3か所行っております。それから農地関係の農業施設災害は、約60件の問い合わせ等がありまして、現在現地調査中であります。町の公共施設では、浄化センターの浸水被害、それに伴いセンターのフェンス被害がありまして、この被害額が約300万円となっております。それから、八方原農村公園のフェンス倒壊、町営プールの取水ポンプ施設損壊がありました。なお、被害件数金額については調査中のものもあり今後ふえる可能性があります。今回大雨災害による人的災害の報告はありませんでしたが、現在のような異常気象が続くなかではこのような状況が発生する可能性があるということだと思っております。今回6月議会で予算計上させていただいておりますが、地域防災計画の整備、県内全市町村まだ避難勧告ガイドラインの設置をしておりますが、これの設置等を行い今後防災体制の充実に努めたいと考えております。以上です。

○議長（竹本 修君） 日程第1 「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元に配布してあるとおりでございます。なお、定期監査の結果並びに例月出納検査の結果については、お手元にお配りしてあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から13日までの八日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から13日までの8日間に決定しました。

日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、林光政君及び川越忠明君を指名します。

日程第4 報告第2号 「専決処分の承認を求めるについて」（川南町国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第5 報告第3号 「専決処分の承認を求めるについて」（川南町税条例の一部改正について）

以上、2議案を一括議題とします。朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。報告第2号及び第3号につきまして、御報告申し上げます。

報告第2号及び第3号につきましては、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分をいたしました条例の一部改正につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

報告第2号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、関連する川南町国民健康保険税条例の一部改正をしたものでございます。

この改正の主なものは、課税限度額の引上げと軽減の拡充となっており、限度額の引上げにつきましては、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の限度額をそれぞれ2万円引き上げ、これにより合計の課税限度額を77万円から81万円に引き上げるものです。また、軽減の拡充につきましては、5割軽減と2割軽減の対象となる所得の算定方法を見直して、これらの軽減対象となる所得基準額を引き上げるもので、平成26年4月1日から施行されたものであります。

次に報告第3号は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布されたことに伴い、川南町税条例の一部を改正したものでございます。

この改正の主なものは、年金特別徴収制度の見直し及び肉用牛の売却による課税の特例「いわゆる免税牛」の適用期間延長及び固定資産税の減額措置の拡充となっております。

年金特別徴収制度の見直しは、納税の便宜及び徴収の効率化を図るために、納税者が転

出した場合でもそのまま継続することとしたほか、年度間における徴収税額の格差の平準化を図るため、仮特別徴収税額の調整が行えるようにしたものです。

免税牛につきましては、現行制度の適用期限を平成30年度まで延長するものです。

固定資産税の減額措置につきましては、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等について、一定の基準を満たす場合に減額することとしたもので、平成26年4月1日から施行されたものであります。

以上、2件の報告となります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（内藤 逸子君） 専決第2号についてですが、国民健康保険税の条例を一部次のように改正するということですが、時間がないから専決にしましたと言われましたけど、このことによって昨年と比べて所得が変わる人は上がると思うんですね。一人あたりの税額と一世帯当たりの税額はどうなっているのかお尋ねします。

○税務課長（杉尾 英敏君） ただいまの内藤議員の質疑にお答えいたします。

今回の改正によりましてそれぞれ2万円の引上げがなされたところでございます。

まず、引き上げによります影響ではございますが、これは平成26年6月5日時点におけます試算でございますけれども、新規の分につきましては上限が現行の14万円から16万円になることによりまして、世帯数にしますと440世帯に影響をいたしまして約789万円の増加となる見込みでございます。それから介護分の上限が現行の12万円から14万円になることによりまして約60世帯が影響すると考えておりまして、金額に対しまして約107万円の増額をみているところでございます。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 専決第3号ですけど、何で税金を上げるのに専決にするのかということの中身を教えてほしいんです。いろいろ長く書いてありますけど町民にとって負担がふえるのか、減るのか、軽くなるのか、重くなるのか。解りやすく説明していただきたいと思います。

○税務課長（杉尾 英敏君） 今回の税条例につきましては、負担がかかるのか、かからないのかという御質疑でございますが、今回の改正に伴いましてここに書いています固定資産税の減額等につきましては上がっておりますけれども、ここに書いています要安全確認計画起債建物等の追加でございますが、これは川南町が定めております建築物耐震改修促進計画におきまして地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路として記載されております国道10号線と県道40号線いわゆる都農・綾線ですけれども、におきまして道路に設置します耐震基準を満たしていない建物等を今回の条例におきまして、そうした建物等を対象に耐震改修が行われた場合、一定の基準を満たした場合、建物の2年度分の固定資産税を減額するというものでございます。

それから年金特別制度の見直しですけれども、納税の便宜を図るということで年金から特徴をしておりましたけれども、転出した場合でも今までは転出した場合は納付書で払っていただくという形になっておりましたけれども、今回引き続き口座落としで天引きをするということに改正したものでございます。以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 今の3号ですか、耐震改修した場合は減額されるちうこつやけんどん。これは、耐震法ちいうか、昭和55年ですか。改正になったとは。それ以後は、たった家は、木造平屋やら2階もあるっちゃろうけんど、耐震法に引っかかって建てとればどんげなつとやろうと思うとやけんど。木造やら何やは、耐震法に引っかからんとですか。昭和55年度以降耐震の何やらができたやね。それ以降建築されたもんについてよ。

○建設課長（村井 俊文君） 児玉議員の御質疑にお答えします。木造につきまして、昭和56年の5月以前に建てられた建物が耐震設計ができていないということになっています。昭和56年5月以前の建物でございます。

○議員（児玉 助壽君） 昭和56年5月以降に建設されたものはこの中に入っとらんということですね。

○建設課長（村井 俊文君） 昭和56年5月以降の建築物に対しましては、耐震設計が入っているということでございます。以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は議案ごとに行います。

○議長（竹本 修君） 報告第2号 「専決処分の承認を求めるについて」（川南町国民健康保険税条例の一部改正について） 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから報告第2号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第2号「専決処分の承認を求めるについて」（川南町国民健康保険税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第3号 「専決処分の承認を求めるについて」（川南町税条例の一部改正について） 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから報告第3号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号「専決処分の承認を求めるについて」（川南町税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 報告第4号 「専決処分の承認を求めるについて」（平成25年度川南町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

朗読は省略します。本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第4号は、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分をいたしました平成25年度川南町一般会計補正予算（第8号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

この補正予算は、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金など年度末に確定しました歳入がありましたので、平成25年度川南町一般会計予算の補正をいたしたものでございます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,749万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,837万2,000円とするとともに繰越明許費の補正を行ったものでございます。

それでは、その主なものにつきまして歳入から順を追って御説明申し上げます。

まず歳入ですが、町税は、2,408万7,000円の増額でございます。

地方譲与税は、276万円の増額、配当割交付金92万9,000円の増額、株式等譲渡所得割交付金244万円の増額、地方消費税交付金3,042万1,000円の増額、自動車取得税交付金545万7,000円の増額、地方交付税2億4,098万9,000円の増額でそれぞれ交付額の確定によるものでございます。

国庫支出金は、1,364万7,000円の減額で、社会福祉費負担金1,030万5,000円の減額が主なものでございます。

県支出金は、5,781万円の減額で、社会福祉費負担金714万9,000円の減額、口蹄疫埋却地再生活用対策事業4,638万9,000円の減額が主なものでございます。

財産収入は、177万円の増額で土地売払収入でございます。

寄附金は、100万円の増額でございます。

町債は、90万円の減額でございます。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費は、3億2,866万3,000円の増額で、主なものは、地方交付税の増額及び執行残などにより、財政調整基金に8,462万8,000円、公共施設等整備基金に2億5,902万4,000円を積立てるものでございます。

財政調整基金、公共施設等整備基金への積立は、公共施設等の建替え・改修工事、また口蹄疫からの復興で、今後厳しい財政状況が見込まれることから、その財源として積立をさせていただくものでございます。

次に民生費は、3,084万9,000円の減額で、障害福祉費扶助費884万9,000円の減額、児童措置費扶助費800万円の減額が主なものでございます。

農林水産業費は、4,988万9,000円の減額で、口蹄疫埋却地再生活用対策事業工事請負費4,634万9,000円の減額が主なものでございます。

土木費593万円の減額、災害復旧費100万円の減額、予備費350万円は、それぞれ執行残によるものでございます。

第2表繰越明許費補正は、庁舎備品購入費、ホームページ更新委託料、障害福祉サービス費、森林整備加速化・林業再生事業、工業用水水源地取水井清掃及び改修、特産品PR事業いずれも事業完了に時間を要するため繰越するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号「専決処分の承認を求めるについて」（平成25年度川南町一般会計補正予算（第8号））について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから報告第4号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号「専決処分の承認を求めるについて」（平成25年度川南町一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 報告第5号「専決処分の承認を求めるについて（平成26年度川南町一般会計補正予算（第1号））」を議題とします。

朗読は省略します。本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第5号は、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分をいたしました平成26年度川南町一般会計補正予算（第1号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ68億2,939万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

まず歳入ですが、財政調整基金繰入金1,000万円を計上しました。

次に歳出について、御説明申し上げます。

農林水産業費1,000万円の計上は、届出伝染病である豚流行性下痢の発生に伴い、蔓延防止の観点から消毒ポイント運営、各農家へ防疫資材の配布及びワクチン接種助成、また、熊本県で高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、これらの蔓延防止対策のため川南町自衛防疫推進協議会に補助するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号 「専決処分の承認を求めるについて」（平成26年度川南町一般会計補正予算（第1号））について 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから報告第5号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号「専決処分の承認を求めるについて」（平成26年度川南町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 報告第6号 「平成25年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。朗読は省略します。

本件について、提出者の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第6号は、平成25年度川南町一般会計予算のうち機構改革に伴う庁舎備品（カウンター等）購入費125万4,000円、ホームページ更新委託料432万円、障害福祉サービス費委託料157万5,000円、子ども・子育て支援新制度に係る電算システム構築等事業448万2,000円、森林整備加速化・林業再生事業3億4,995万円、工業用水水源地取水井清掃及び改修（修繕料）61万6,000円、特産品PR事業58万6,000円の繰越明許費につきまして、翌年度への繰越額が平成25年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（竹本 修君） 以上で説明を終わります。

ただいまの報告に対する、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この事業が複数年にかかるために繰越明許費になるということなんですけど、この計画というか始めから何年にも跨ぐという最初からの計画だったんでしょうか。原因があるのでしょうか。

○総務課長（諸橋 司君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。繰越の内容につきましては、当初は、それぞれ項目によりまして予算の計上時期が違います。それぞれ担当課によりまして繰越が決定しておりますが、最初から2か年でやるということで考えた予算計上ではなくて時間的に繰り越さざるを得ない事業を上げております。以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。 以上で、報告を終わります。

日程第9 議案第34号 「平成26年度川南町一般会計補正予算（第2号）」

日程第10 議案第35号 「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第11 議案第36号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

以上、3議案を一括議題とします。朗読は省略します。

本、3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第34号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,524万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,463万6,000円とするものがございます。

それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

まず歳入ですが、国庫支出金は、92万1,000円の増額で臨時福祉給付金70万5,000円、県支出金は、7,653万3,000円の増額で口蹄疫埋却地再生活用対策事業7,620万5,000円、財産収入、500万7,000円は立木売払収入、寄附金は、3,025万5,000円の増額でふるさと納税3,000万円、繰入金は、財政調整基金繰入金3,005万2,000円、諸収入は、247万6,000円の増額で、農地中間管理事業受託業務117万6,000円、コミュニティ助成事業100万円を計上しました。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費は、3,224万5,000円の増額でふるさと振興基金積立金3,000万円が主なものがございます。

民生費は、111万2,000円の増額で臨時福祉給付金70万5,000円が主なものがございます。

衛生費は、126万1,000円の増額で産休代替賃金が主なものがございます。

農林水産業費は、8,223万円の増額で口蹄疫埋却地整備工事請負費7,320万5,000円が主なものがございます。

商工費は、1,644万7,000円の増額で特産品PR事業の予算計上でございます。

土木費は、300万円の増額で下水道事業特別会計繰出金を計上いたしました。

消防費は、705万9,000円の増額でコミュニティ助成事業105万9,000円、地域防災計画作成委託料600万円を計上いたしました。

教育費は、189万円の増額で学校事務用パソコン購入費（8台）171万8,000円が主なものでございます。

次に、議案第35号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,382万3,000円とするものです。

歳入につきましては、国民健康保険税の税率を昨年度と同率で本算定した結果7,468万5,000円の減額となりました。そのほか、前期高齢者交付金27万4,000円を減額し、繰越金7,493万6,000円を計上しました。

歳出につきましては、後期高齢者支援金等12万7,000円及び前期高齢者納付金等1万9,000円を増額し、介護納付金16万9,000円を減額しました。

次に、議案第36号は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ300万円を追加計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,009万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金300万円を追加計上しました。

歳出につきましては、下水道事業費に300万円を追加計上しました。これは、国道車道拡幅工事に伴う公共下水道管の移設工事費であります。

以上3議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○町民健康課長（三角 博志君） 議案第34号町民健康課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

11～12ページをお願いします。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費 7節賃金224万5,000円は住民係の臨時職員2名分と、パート職員1名分の賃金で、育児休暇及び病気休暇に対応するためのものです。

次に、3款1項2目 国民年金事務費 13節委託料19万1,000円は、平成26年度国民年金法改正に対応するためのシステム改修費用を計上しました。

13～14ページをお願いします。

4款1項1目 保健衛生総務費 7節賃金116万1,000円は、健康推進係の産休代替賃金1名分を計上しました。

また、同目8節報償費10万円は、自殺予防のための講習会及び相談会等の講師謝金を計上しました。

以上で、補足説明を終わります。

○福祉課長（篠原 浩君） 議案第34号福祉課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

11～12ページをお願いします。

3款、1項、1目、社会福祉総務費70万5,000円及び3款2項1目、児童福祉総務費の21万6千円の増額は、本年度消費税の引き上げに伴い実施されます臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業の給付金振込に伴います口座振込手数料1件108円の手数料計上と、コピー機賃借料6か月分の計上でございます。以上で補足説明を終わります。

○産業推進課長（押川 義光君） 議案第34号産業推進課関係につきまして、補足説明を申し上げます。

13～14ページをお願いします。

6款1項6目畜産業費13節委託料300万円は、口蹄疫埋却地整備を行う際、現状に即し設計変更が必要となる場合に対応するためのものです。同じく15節工事請負費7,320万5,000円は、埋却地等整備工事25か所分の追加工事費として計上いたしました。これにより、希望されたすべての埋却地整備を今年度中に完了する予定です。

2項林業費2目林業振興費484万9,000円は、国の補助事業を活用し町有林14ヘクタールの間伐を実施するにあたり、補助残分の予算を計上いたしました。

15～16ページをお願いします

7款1項2目商工業振興費13節委託料1,604万7,000円は、ふるさと納税に対する地元特産品PRも兼ねて「ふるさとからの贈り物」を行うため、物品調達から発送までの事務を含めて委託するためのものです。

以上で、産業推進課関係の補足説明を終わります。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 議案第34号について、まちづくり課所管の補足説明を申し上げます。

15～16ページをお願いします。

9款1項1目非常備消防費18節備品購入費105万9,000円は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業10/10を活用して、消防用ホースを各部2本、合計28本購入するものです。

同項3目災害対策費13節委託料600万円は、3月に県の地域防災計画におきまして、

- ①地震・津波対策に関する修正
- ②災害対策基本法・防災基本計画の一部改正等に伴う主な追加項目
- ③男女共同参画の視点からの主な追加項目
- ④原子力災害対策編の新設

以上4点の修正が行われたことによりまして、町の地域防災計画の全面的な見直しを行うものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○教育課長（米田 政彦君） 議案第34号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

15～16ページをお願いします。

10款1項2目事務局費18節備品購入費の171万8,000円は、各学校に配置されている県の学校事務職員が教職員の旅費計算に利用している県の地図情報システムの更新に伴い、新システムでの動作が可能なOSへ更新するための費用として8台分を計上するものです。

17～18ページをお願いします。

10款2項小学校費2目教育振興費の17万2,000円は、「宮崎の子どもの学力を伸ばす総合推進事業」における「教科指導研究推進校」として今年度から2年間指定を受けることになりました多賀小学校理科教科の視察研修旅費と教材費を予算計上するものです。

以上で、教育課関連の補足説明を終わります。

○町民健康課長（三角 博志君） 議案第35号につきまして、その補足説明を申し上げます。

7～8ページをお願いします。

まず、歳入ですが、1款1項1目 一般被保険者国民健康保険税は6,247万4,000円の減額、同項2目 退職被保険者等国民健康保険税は1,221万1,000円の減額とし、総額を7,468万5,000円減の5億7,233万5,000円としました。これは、国民健康保険運営協議会に本年度の税率の改定につきまして諮問した結果、「税率は、改訂を行わず前年度と同率とすることが適当である。」との答申をいただきましたので、答申を尊重して本算定を行った結果の減額です。なお、税収納率は90%と見込み算定しております。

続きまして、6款1項1目 前期高齢者交付金27万4,000円の減額は、交付決定によるものです。

また、11款1項2目 その他繰越金を7,493万6,000円増額しました。

これは、前年度の医療費が見込みよりも低く推移したことにより繰越金が見込まれるため、計上するものです。

11～12ページをお願いします。

次に歳出ですが、3款1項1目19節 後期高齢者負担金12万7,000円の増額、4款1項1目19節 前期高齢者負担金1万9,000円の増額及び6款1項1目19節 介護納付金16万9,000円の減額は、それぞれ社会保険診療報酬支払基金からの決定通知によるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第12 「川南町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

議会推薦の農業委員は、農業委員会等に関する法律第12条第2号により、学識経験を有する者、4人以内と規定されております。本町においては、川南町農業委員会の委員の定数条例第2条第2号の規定により、2人を推薦していますが、今回、任期満了に伴い、後任の推薦をいたしたいと思っております。

お諮りします。議会推薦の農業委員については、議長において、指名推薦といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長によって、指名することに決定しました。

お諮りします。議会推薦の農業委員は、2人とし、阿部洋子君、江崎ケサ子君、を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、阿部洋子君、江崎ケサ子君以上の方を推薦することに決定しました。

日程第13 請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について」を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（吉田 喜久吉君） それでは請願を朗読いたします。

要旨「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願」

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

理由

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約では、「手話は言語」であることが明記されている。わが国ではこの条約を2013（平成25）年12月4日に批准した後、2014（平成26）年1月20日に国連に寄託し、同年2月19日に発効している。

この障害者権利条約の批准に先立ち、日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

以上により、貴議会において、地方自治法第99条の規定により衆参両議員並びに政府（内閣総理大臣）に対し意見書を提出していただくよう請願します。

平成26年5月8日

住所 宮崎市江平西2丁目1番20号

氏名 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会  
理事長 安藤 豊喜

川南町議会議長 竹本 修 殿

以上でございます。

○議長（竹本 修君） ただ今、朗読したとおりであります。補足説明の必要があれば紹介議員の発言を許します。

○議員（川上 昇君） 補足説明をいたします。この手話を言語として認め聴覚障害者が暮らしやすい社会を目指す、手話言語法の制定求める意見書採択につきましては、去る5月24日付けの宮先日日新聞にも紹介されていましたが、この宮崎県始め全国の地方議会でも相次いでいりるようです。自ら手話を学んだ市長さん方が成立させた同趣旨の条例が弾みをつけたとも言われておりますが、東京の一般財団法人全日本ろうあ連盟がまとめた本年4月30日のデータによりますと20道府県と156市区町村で実現したとのことであります。ちなみに県内では、県議会と宮崎市議会が可決し国へ提出しております。ろうあ者にとっては日本語と手話を対等に学ぶことができること。またどこでも気兼ねなく自由に手話ができる社会環境が整う事を願っています。また、テレビ等の公共放送では音声言語と同様に手話による情報伝達があること。いつでも、どこでも、どんな内容でも対象となる手話通訳制度が求められております。これらを実現するために手話言語法の制定が必要であります。手話は言語であること、そしてろうあ者は、手話を音声言語と同じように生活のあらゆる場面で使いたいと望んでいることを御理解いただき手話言語法制定実現に向け、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（竹本 修君） 以上で説明を終わります。

本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思しますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、おつかれさまでした。

午前9時58分閉会

.....